

昭和薬科大学附属高等学校・中学校後援会会則

第1章 総則

第1条 本会は、昭和薬科大学附属高等学校・中学校後援会と称する（以下「本会」という）。

第2条 本会の事務所は、昭和薬科大学附属高等学校・中学校内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会は、昭和薬科大学附属高等学校・中学校（以下「本校」という。）の教育事業を助成し、同校の教育目標達成に必要な支援・協力を行うことを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）学校の教育活動の援助
- （2）生徒の学習及び課外活動の援助
- （3）学校の学習環境の整備の援助
- （4）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 組織

第5条 本会の会員は、本会の事業に賛同するもので、役員会で本会の活動に参加することが相応しいと認められたものとする。

第4章 役員

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名、副会長 1名、理事 若干名、監査 2名、会計 1名

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、会務運営について重要案件を審議する。
4. 監査は、本会の業務、財産及び収支決算の状況を監査する。監査は他の役員を兼ねることはできない。
5. 会計は予算を管理する。会計は他の役員を兼ねることはできない。

第8条 役員を選出は次のとおりとする。

- （1）会長、副会長は、役員会の合議で会員から選出する。
- （2）理事、監査、会計は、会員から会長が選出する。

第9条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

第10条 本会会長経験者を名誉会長として置くことができる。

第5章 会議

第11条 役員会は、会長が必要と認めたときに随時開催する。

2. 役員会に附議する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 予算の議決及び決算の承認
- (3) 役員及び会員の決定
- (4) 会則の改廃
- (5) その他必要な事項

第6章 会計

第12条 本会の運営に要する経費は、次のとおりとする。

- (1) 本会創設以来の資産
- (2) 本会に賛同する団体・個人などからの寄付金並びにその他の収入。

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1. この会則は、平成14年4月2日から施行する。
- 2. 平成16年4月27日一部改正。
- 3. 平成30年7月11日一部改正。